
業務効率化・省力化に向けた 企業の IoT 化推進事業 公募要領

【受付期間】

平成29年9月29日(金)～平成29年10月27日(金)
(10月27日(金)16:00までに必着のこと。)

【受付先・問合せ先】

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県 商工労働部 産業政策課 情報サービス産業グループ
TEL: 076-225-1519

平成29年9月
石川県商工労働部産業政策課

1 事業の目的

本格的な人口減少時代が到来し、企業の人材確保が困難となる中、限られた人的資源を効率よく活用し、生産性を向上させることが、企業の競争力を高めていく上でも重要です。

これまで、県情報システム工業会と連携し、IoTの活用に関する普及啓発に取り組んできたところ、IoTが効率化・省力化の重要な手段として認識する機運が醸成され、IoTの導入に関するニーズが高まってきたことから、本事業では、企業が業務効率化・省力化に向け、IoTを活用する具体の取り組みに対して支援するものです。

2 対象者（補助金の交付先）

石川県に主たる事業所を有する中小企業者（※）等であること。

※本事業における中小企業者とは、「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する者を原則とし、具体的には以下に記載の者をいいます。

	主たる事業として営んでいる業種（注1）	資本金基準 （資本の額または 出資の総額）	従業員基準 （常時使用する 従業員（注2）数）
場合対象 （個人事業主を含む） 資本金・従業員規模の一方が右記以下の	製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	サービス業	5千万円以下	100人以下
	小売業	5千万円以下	50人以下
	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下
組合 関連	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 等		

（注1） 業種分類は、日本標準産業分類の規定に基づきます。

（注2） 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

3 対象事業

次に掲げる事業に対して、補助金を交付します。

（1）事業内容

県内企業が、自社の業務効率化・省力化のためにIoTシステム（ソフトウェア、ハードウェア等）を導入する取り組みを対象とします。

ただし、本補助金の交付を受けようとする事業が、当該実施期間中に県及び他の公的機関等から重複して補助金等による資金支援を受けている又は受ける予定の場合、交付の対象となりません。

また、当該事業は県内で実施することが必須となります。

(3) 提出方法

次の書類を、直接持参又は郵送にて、7部提出してください。

(4) 提出書類

提出書類	備考
事業計画書	所定の事業計画書を提出してください。 様式は、県のホームページからダウンロードできます。 URL : http://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoko/index.html
過去2年間の決算書 (貸借対照表、損益計算書)	直前に決算月が到来予定である場合や決算月が過ぎているが決算書が出来ていない場合などは、直近の残高試算表も提出してください。 また、過去2年間の貸借対照表、損益計算書を提出できない場合は、募集期間内にご相談ください。

7 スケジュール (予定)

内容	時期
募集	平成29年9月29日(金)～10月27日(金)
審査、採択	平成29年10月下旬～11月下旬
交付決定	平成29年11月下旬
事業期間	交付決定日以後～平成30年3月31日(土)
実績報告	事業完了後速やかに提出(期限は別途お伝えします)

※ なお、個別相談会を下記日程の間で開催いたします(予約制)。

平成29年10月2日(月)～6日(金)、10日(火)～13日(金)(予定)

8 審査

(1) 審査方法 (予定)

- ・提案案件は、外部の専門家等に審査委員として、審査を行って頂きます。
- ・審査にあたり、事前に事業計画書等の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ・審査方法は、審査基準により採点を行い、点数上位者から採択を決定いたします。
- ・審査経過に関する問い合わせには応じられません。
- ・採択案件の決定後、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。
- ・採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。
- ・採択に係る会議等への出席および事業概要のプレゼン等をお願いすることがあります。
- ・採択された場合、原則として、企業名、代表者名、事業概要等を公表します。

- ・採択案件については資格要件の確認後、補助金交付の手続きに移行することになります。

(2) 審査基準

区 分	内 容
事業の背景及び必要性	・ 自社にとっての新たな取組みの必要性を具体的に検討しているか
事業の目的・目標	・ IoT システム導入による業務効率化・省力化の目的が明確であるか ・ IoT システム導入により達成される目標（効果）が妥当か
課題と解決方法及び実施内容	・ 自社の課題を具体的に把握しているか ・ 課題に対する解決方法、実施内容に整合性が認められるか ・ 課題に対して IoT システムの導入という解決策がマッチしているか
IoT システム導入計画	・ 事業遂行のための体力・能力、事業期間、予算が的確か ・ 事業としての費用対効果が高いか

9 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

(1) 報告書

補助金は、原則として対象事業の実績報告書（当該年度の成果に係る報告書及び使用した経費に係る経理的証拠書類等）を提出いただき、その内容を確認した上で交付します。

(2) 変更

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(3) 事業により取得した財産

事業により取得した財産について、補助事業の終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
補助対象 IoT システム（ソフトウェア、ハードウェア等）の所有権の移転や処分が必要が生じた場合には、事前に承認を得なければなりません。

(4) 書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(5) 検査

事業期間中（年度終了後）又は事業終了後の確定検査のため、必要に応じて実

地検査に入ることがあります。

(6) 事業状況の報告について

事業の終了後5年間、事業状況についての報告を求めることがあります。

(7) 石川県補助金交付規則の遵守について

補助事業者が「石川県補助金交付規則」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容及び企業名の公表等を行うことがあります。

(8) その他

「業務効率化・省力化に向けた企業のIoT化推進事業費補助金交付要綱」に記載の内容に従わなければなりません。